

学校給食用牛乳供給事業実施要綱

	平成15年	10月	1日	付け15	農畜機第	48号
一部改正	平成16年	4月	1日	付け16	農畜機第	127号
一部改正	平成17年	4月	1日	付け16	農畜機第	5523号
一部改正	平成18年	3月30日	付け17	農畜機第	4847号	
一部改正	平成19年	4月	1日	付け18	農畜機第	4827号
一部改正	平成20年	3月31日	付け19	農畜機第	5064号	
一部改正	平成21年	3月31日	付け20	農畜機第	5000号	
一部改正	平成22年	4月23日	付け21	農畜機第	5301号	
一部改正	平成23年	4月	1日	付け22	農畜機第	4608号
一部改正	平成24年	4月	1日	付け23	農畜機第	4618号
一部改正	平成25年	4月	1日	付け24	農畜機第	4766号

第1 趣旨

我が国では、学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部農林両事務次官通知。以下「対策要綱」という。）及び学校給食用牛乳供給対策要領（平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。）に基づき、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給する取組を推進しているが、効率的な供給が難しい地域があることから、今後とも取組を継続する必要がある。

さらに、近年の牛乳・乳製品の需要の変化を踏まえ、学校給食における発酵乳等の供給を推進するとともに、牛乳の集団飲用の更なる拡大に向けて、学校給食以外での牛乳利用を推進する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、学校給食用牛乳等の安定的な供給、消費量の維持・拡大及び就学前幼児の牛乳飲用習慣定着化を推進する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき、補助することとし、もって酪農の健全な発達並びに生徒、児童及び幼児の体位、体力の向上に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成25年度畜産業振興事業等に係る公募要領（平

成25年2月14日付け24農畜機第4603号)により応募した者から選定された者とする。

第3 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。なお、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるところによる。

この事業は、当該年度の都道府県平均供給計画日数が、平成14年度の当該都道府県平均供給日数の95%以上である都道府県を対象として実施するものとする。

また、対策要領第2に定めるところによらないで学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する学校の設置者を対象として実施することができないものとする。ただし、4の事業の対象となる学校の設置者については、この限りでない。

1 供給円滑化推進事業

事業実施主体は、学校給食用牛乳の供給の実態、効率的供給のための課題等についての共通の認識等を醸成し、地域の特性を踏まえた供給の効率化を推進するため、2、3の(1)及び4の事業の実施に当たっては、都道府県知事の指導・助言の下に、生乳生産者の代表、乳業者の代表、都道府県学校給食会、保護者の代表及び給食の栄養に係る有識者の代表、都道府県教育委員会等で構成する学校給食用牛乳推進協議会を必ず開催し、事業実施計画の策定、事業評価、課題等の検討及び調査等を実施するものとする。

また、事業実施主体は、就学前幼児の牛乳飲用習慣定着化を推進するため、3の(2)の事業の実施に当たっては、学校給食用牛乳推進協議会と連携の下、生乳生産者の代表、乳業者の代表、児童福祉法第35条の規定に基づき設置された保育所及び学校教育法第4条の規定に基づき設置された幼稚園(以下「保育所等」という。)の代表等で構成する保育所等飲用拡大推進会議を必ず開催し、事業実施計画の策定、事業評価、保育所等における牛乳の集団飲用拡大の推進に関する課題の検討及び調査等を実施するものとする。

2 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

(1) 学校給食用牛乳の安定的な需要を確保し、かつ、保護者負担額の軽減を図るために、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づく掛り増しとなる経費相当額の一部(以下「補助額」という。)について、供給数量に応じて供給事業者(都道府県知事が認める場合にあつては、対策要領第4の3の機関)に交付するものとする。

(2) 200cc当たりの補助額は、対策要領第2の1の区域ごとに次の式により定めるものとする。

$$\text{補助額} = \text{供給価格} - \text{基準価格}$$

注1 供給価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した200cc当たりの供

給価格をいう。

2 基準価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した供給価格を当該年度の供給見込数量で加重平均した200cc当たりの都道府県平均価格に一定額を加えた額とする。

3 注2の一定額とは、対策要領第2の3の(3)で決定した都道府県内区域(以下「供給区域」という。)ごとの200cc当たりの供給価格の標準偏差を算出し、その3カ年度(平成20～22年度)の平均値に0.7を乗じて得た額と3円のいずれか低い額とする。

(3) (1)の都道府県知事が認める機関の要件は、次に掲げるものとする。

ア 給食費から牛乳代金の徴収、供給事業者への支払い等の精算事務を都道府県内において一元的に取り扱うこと。

イ (2)の補助額を基礎とし、供給数量に応じ、掛増し経費の軽減が確実に行われること。

3 飲用等拡大推進事業

事業実施主体は、学校給食用牛乳等の消費拡大を促進するため、(1)及び(2)の奨励金を交付するものとする。

(1) 発酵乳等による生乳需要拡大

学校給食において、牛乳に加えて提供される、国内で生産された生乳及び生乳由来原料の使用割合が50%以上の発酵乳等を対象として、供給数量に応じて学校の設置者等に交付する生乳需要拡大奨励金。

(2) 保育所等における飲用拡大

保育所等の施設における当該年度の牛乳飲用量について、理事長が別に定める数量を上回り、かつ、施設における前年度の飲用量を上回る場合、その増加量(理事長が別に定める数量からの増加量又は施設における前年度の飲用量からの増加量のうち、いずれか少ない量)を対象として、保育所等の設置者等に交付する保育所等飲用拡大奨励金。なお、対象とする牛乳は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認(以下「HACCP承認」という。)を受けている乳業工場から供給されるものとする。

4 高付加価値牛乳地域利用推進事業

対策要領第2に定めるところによらないで学校給食に供給される低温殺菌牛乳(100℃未満で殺菌された牛乳をいう。以下同じ。)を対象として、奨励金を供給数量に応じて供給事業者、学校の設置者等に交付するものとする。

低温殺菌牛乳の原料は、原則として当該都道府県内で生産された生乳とし、対象とする低温殺菌牛乳は、HACCP承認を受けている乳業工場、又は衛生管理基準(施設・設備の衛生管理、事故発生時の対応等に関する基準をいう。)を整備し、かつ、定期的な外部監査を受けて、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている乳業工場から供給されたものとする。

第4 事業の実施

1 供給契約の締結

対策要綱第6により決定した供給事業者及び本要綱第3の4の奨励金の対象となる低温殺菌牛乳の供給事業者は、学校給食用の牛乳の供給に係る要件を明らかにした書面により、学校長、学校の設置者又は学校若しくは学校の設置者の委任を受けた都道府県学校給食会等と供給契約を締結するものとし、供給事業者は、その契約の写しを事業実施主体に提出するものとする。また、本要綱第3の3の(2)の保育所等飲用拡大奨励金の対象となる牛乳の供給事業者は、保育所等での集団飲用向けの牛乳の供給に係る要件を明らかにした書面により、保育所等の長、保育所等の設置者又は保育所等の長若しくは保育所等の設置者から委任を受けた都道府県学校給食会等と供給契約を締結するものとする。

2 実施要領の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の目的及び内容、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成し、都道府県知事に協議の上、理事長に提出し、承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

3 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成25年度とする。

4 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を都道府県知事が適当と認める者に委託して実施することができるものとする。

第5 補助金に係る事項

1 補助金の交付申請

(1) 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、都道府県知事に協議の上、毎年度6月末日までに別紙様式第1号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。この場合、第3の1の事業を行う場合にあつては、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）5の(1)の規定に準じてコスト分析等を実施することとする。

(2) 理事長は、(1)の補助金交付申請書について効率的な事業の実施を図る観点から、第3の1及び2の事業を行う場合にあつては、対策要綱第7の実施方針との整合性及び事業実績を勘案して審査し、適正と認められる場合にあつては、交付の決定を行うものとする。

(3) 事業実施主体は、(1)の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定す

る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 変更承認の申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書を都道府県知事に協議の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 事業実施主体の変更

3 概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額の80%を限度として補助金の概算払をすることがあるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 実績報告書

- (1) 事業実施主体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日までに別紙様式第4号の学校給食用牛乳供給事業実績報告書を理事長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、1の(3)のただし書により交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施主体は、1の(3)のただし書により交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の学校給食用牛乳供給事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額((2)の規定に基づき減額した場合は、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの間接事業実施主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等につ

いて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第 6 機構の補助等

機構は、予算の範囲において、別表に定める補助対象経費及び補助率等により、第 3 の事業の実施に要する経費について補助するものとする。

なお、理事長は、事業実施主体に対して、第 3 の事業を実施するための予算限度額を提示するものとする。

第 7 事業の評価

事業実施主体は、第 3 の事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

1 評価計画（事業実施計画検証シート）の作成

事業実施主体は第 5 の 1 の（1）の補助金交付申請書を提出するに当たっては、事業効果に関する評価計画書（事業実施計画検証シート）を作成するものとする。

2 評価実績の報告

事業実施主体は第 5 の 4 の実績報告書を提出するに当たっては、1 に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書をもって評価実績を報告するものとする。

第 8 補助金等支出明細書

事業実施主体は、別紙様式第 6 号の補助金等支出明細書を作成し、事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月 30 日までに理事長に報告するものとする。

第 9 着手

1 この事業の着手については、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で、別紙様式第 7 号の学校給食用牛乳供給事業に係る補助金交付決定前着手届を作成し、本要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。

2 1 のただし書により交付決定前に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

3 1 のただし書により交付決定前に着手する場合、事業実施主体は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。

4 都道府県知事は、1 のただし書による交付決定前着手のうち、都道府県の指導

を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- 5 事業実施主体の長は、交付決定前着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着手年月日等を記載するものとする。

第10 補助業務の委託

理事長は、この学校給食用牛乳供給事業に係る補助業務のうち、事業実施主体が実施要綱第4及び第5に基づき理事長に提出する書類の確認及び理事長に対する送付並びに理事長から事業実施主体に対する通知の伝達、補助金の管理、支払及び返還その他この事業の実施に関する指導監督については、都道府県知事に委託するものとする。

第11 提出書類の都道府県知事経由

事業実施主体は、この要綱の規定により理事長に提出する書類を、都道府県知事経由で提出するものとする。

第12 帳簿等の整理保管等

1 帳簿の整理保管

事業実施主体は、機構の補助事業に係る補助金の経理及び内容を明らかにした書類、帳簿並びにこれに係る証拠書類を整理保管するものとし、その保存期間は、当該事業完了後5カ年間とする。

2 事業実施状況の徴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ調査し、又は報告を求めることがあるものとする。

3 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることがある。

附 則（平成15年10月1日付15農畜機第48号）

- 1 本要綱の制定に伴い、学校給食用牛乳供給事業助成実施要綱（昭和37年11月2日付37畜団第373号）（以下「旧要綱」という。）は廃止するものとする。
- 2 本要綱の制定前の旧要綱による補助については、本事業による補助と見なす。

附 則（平成16年4月1日付16農畜機第127号）

この要綱の改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日付16農畜機第5523号）

この要綱の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日付 17 農畜機第 4847 号）

この要綱の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日付 18 農畜機第 4827 号）

この要綱の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 農畜機第 5064 号）

この要綱の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農畜機第 5000 号）

この要綱の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 23 日付け 21 農畜機第 5301 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 22 年 4 月 23 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の要綱の規定に基づき整備された機器等の管理運営については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4608 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱第 5 の 4 の実績報告書、第 7 の 2 の評価実績の報告、第 9 の提出書類の都道府県知事経由及び第 10 の帳簿等の整理保管等については、なお従前の例による。
- 3 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業について、改正後の要綱第 3 の 2 の規定に基づき算出した事業実施主体ごとの補助見込額が平成 21 年度実績額の 150%を超える場合、平成 21 年度実績額の 150%を当該事業実施主体に対する補助の上限とする。
- 4 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業について、改正後の要綱第 3 の 2 の規定に基づき算出した事業実施主体ごとの補助見込額が平成 21 年度実績額の 50%以下になる場合、改正前の要綱第 3 の 2 の規定に基づき補助額を算出できるとし、算出された補助額の 50%を当該事業実施主体に対する補助の上限とする。この場合において、改正前の要綱第 3 の 2 の規定に基づき、補助額を算出する際に用いる基準価格については、対策要領第 2 の 3 の (3) の規定で決定した区域ごとの供給価格を当該年度の供給見込数量で加重平均した 200 cc 当たりの都道府県平均価格とする。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日 23 農畜機第 4618 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱第 5 の 4 の実績報告書、第 7 の 2 の評価実績の報告、第 9 の提出書類の都道府県知事経由及び第 10 の帳簿等の整理保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 24 農畜機第 4766 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 供給円滑化推進事業	事業実施主体が、学校給食用牛乳の効率的な供給を推進するため、学校給食用牛乳推進協議会の開催、事業実施計画の策定、調査（事業実施の同行調査及び供給本数のとりまとめ等に係る経費に対する補助を含む。）、保育所等飲用拡大推進会議の開催等を行うのに要する経費	定 額
2 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	保護者負担額を軽減するため、掛増しとなる経費相当額の一部を供給事業者等に交付する経費	定 額
3 飲用等拡大推進事業	学校給食用牛乳等の消費拡大を促進するため、（１）及び（２）の奨励金を供給数量に応じて供給事業者、学校の開設者等に交付するのに要する経費	
(１) 発酵乳等による生乳需要拡大	生乳需要拡大奨励金の交付	1日1個当たり奨励金 2.65円
(２) 保育所等における飲用拡大	保育所等飲用拡大奨励金の交付	1日1本当たり奨励金(200cc当たり) 4.40円
4 高付加価値牛乳地域利用推進事業	学校給食に供給される低温殺菌牛乳の供給数量に応じて供給事業者等に奨励金を交付する経費	1日1本当たり奨励金(200cc当たり) 4円